

第四十五号議案

江戸川区公共調達基本条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区公共調達基本条例の一部を改正する条例

江戸川区公共調達基本条例（平成二十二年三月江戸川区条例第一号）の一部を

次のように改正する。

題名を次のように改める。

江戸川区公契約条例

目次を次のように改める。

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 公契約過程の適正化に関する基本的施策（第八条―第十二条）

第三章 特定公共事業の実施手続（第十三条―第十九条）

第四章 労働環境等の確保に係る実施手続（第二十条―第二十九条）

第五章 江戸川区公契約審査会（第三十条―第三十四条）

第六章 江戸川区公契約監視委員会（第三十五条―第三十八条）

第七章 江戸川区労働報酬等審議会（第三十九条―第四十二条）

第八章 雑則（第四十三条―第四十五条）

付則

前文のうち第一項中「区民」を「江戸川区民」に改め、第二項中「それらの調  
達」を「それらを調達する契約」に、「区民」を「江戸川区民」に改め、第三項

中「共育・協働、安全・安心のまちづくり」を「多様性のある全ての人々が安心して自分らしく暮らせる共生社会づくり」に、「公共調達」を「公契約」に、「契約の相手方」を「相手方」に、「契約価格」を「価格」に、「すべて」を「全て」に、「区民」を「江戸川区民」に改め、第四項中「公共調達」を「公契約」に改める。

第一条中「公共調達について」を「公契約について」に、「並びに区民」を「並びに江戸川区民（以下「区民」という。）」に、「公共調達」を「公契約」に、「江戸川区公共調達審査会及び江戸川区公共調達監視委員会の設置」を「公契約に係る業務に従事する労働者等の賃金水準等を含めた適正な労働環境等（以下「労働環境等」という。）の確保に係る実施手続並びに江戸川区公契約審査会、江戸川区公契約監視委員会及び江戸川区労働報酬等審議会の設置」に改める。

第二条第一号中「公共調達」を「公契約」に、「自ら支出負担行為に基づき行う調達」を「締結する契約及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 公契約過程 公契約の対象の特定、相手方の選定、価格の決定、履行から公契約の対象の使用、維持管理、廃棄等に至るまでの区と受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）との間の公契約の全過程（工事の下請、

物件、原材料及び資材の購入等の公契約の実現に関連する事業活動を含む。）をいう。

第二条第三号中「公共調達過程」を「公契約過程」に改め、同条第六号中「もの」を「者」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「公共調達過程」を「公契約過程」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中「公共調達」を「公契約に係る業務」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 受注者 事業者のうち、区と公契約を締結する者をいう。

五 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づき、受注者又はアに掲げる者に対して次号アに掲げる者を派遣する者

六 労働者等 次に掲げる者（江戸川区長（以下「区長」という。）が別に定める者を除く。）をいう。

ア 受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭

和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者と

の請負契約又は委託契約により公契約に係る業務に従事する者

第三条中「公共調達」を「公契約」に、「公共調達過程」を「公契約過程」に改め、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めなければならない。

4 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、労働環境等の確保により雇用の安定への配慮がなされたものでなければならない。

5 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、性別、性的指向、性自認、国籍、障害の有無等といった多様性への配慮がなされたものでなければならない。

第四条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第五条第一項及び第三項並びに第六条第一項中「公共調達過程」を「公契約過程」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（受注者等の責務）

第六条の二 受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、労働環境等を確保するよう努めなければならない。

2 受注者等は、第五条第三項の施策に協力するよう努めなければならない。

第七条中「公共調達」を「公契約」に改める。

第二章の章名中「公共調達過程」を「公契約過程」に改める。

第八条の見出し中「活性化」を「活性化等」に改め、同条中「公共調達過程」を「公契約過程」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「公共調達に」を「公契約を締結するに」に改め、「活性化」の下に「及び労働環境等の確保」を加える。

第十条中「公共調達過程」を「公契約過程」に、「公共調達に」を「公契約に」に改める。

第十一条中「公共調達が」を「公契約が」に、「公共調達過程」を「公契約過程」に改め、「公共調達のための契約において」を削る。

第十二条中「公共調達過程」を「公契約過程」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第三項中「江戸川区公共調達審査会」を「江戸川区公契約審査会」に改める。

第十六条第一項中「契約者」を「落札者」に改め、同条第三項中「江戸川区公共調達審査会」を「江戸川区公契約審査会」に改める。

第十七条第三項並びに第十八条第二項及び第三項中「江戸川区公共調達審査会」を「江戸川区公契約審査会」に改める。

第十九条第二項及び第三項中「江戸川区公共調達監視委員会」を「江戸川区公契約監視委員会」に改める。

第三十一条を第四十五条とし、第三十条中「審査会」の下に「及び審議会」を加え、同条を第四十四条とし、第二十九条中「及び委員会」を「、委員会及び審議会」に改め、同条を第四十三条とする。

第六章を第八章とし、同章の前に次の一章を加える。

第七章 江戸川区労働報酬等審議会

(審議会)

第三十九条 労働環境等の確保に係る実施手続における労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項に関し、調査審議するため、区長の附属機関として、江戸川区労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について区長に対して意見を述べる。

(審議会の組織)

第四十条 審議会は、六名以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、学識経験者、事業者及び労働者のうちから、区長が委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第四十一条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の運営）

第四十二条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第五章の章名を次のように改める。

江戸川区公契約監視委員会

第二十八条を第三十八条とし、第二十七条を第三十七条とし、第二十六条を第三十六条とし、第二十五条第一項中「江戸川区公共調達監視委員会」を「江戸川区公契約監視委員会」に改め、同条を第三十五条とする。

第五章を第六章とする。

第四章の章名を次のように改める。

江戸川区公契約審査会

第二十四条を第三十四条とし、第二十一条から第二十三条までを十条ずつ繰り下げ、第二十条第一項中「公共調達過程」を「公契約過程」に、「契約者」を



「落札者」に、「江戸川区公共調達審査会」を「江戸川区公契約審査会」に改め、同条第三項中「公共調達過程」を「公契約過程」に改め、同条を第三十条とする。

第四章を第五章とし、同章の前に次の一章を加える。

第四章 労働環境等の確保に係る実施手続

(適用範囲)

第二十条 次条から第二十九条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

一 予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約

二 予定価格が四千万円以上の業務委託契約

三 指定管理協定

2 前項の規定にかかわらず、公契約の相手方が国、地方公共団体その他区長が認める者であるときは適用しない。

(労働報酬下限額)

第二十一条 区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

一 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

二 業務委託契約及び指定管理協定 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する

報酬の額

- 2 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、第一項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを公告するものとする。

(公契約に定める事項)

第二十二條 区は、公契約において次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。
  - 二 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対し、連帯して、当該報酬の額と労働報酬下限額との差額に相当する額を支払わなければならないこと。
  - 三 受注者は、江戸川区規則で定めるところにより、労働環境等を確認するための書面を作成し、当該書面の記載事項について、区長に報告すること。
  - 四 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により労働者等に周知しなければならないこと。
- ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲
- イ 労働報酬下限額

ウ 次条の規定による申出をする場合の申出先

エ 次条の規定による申出を行ったことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

五 受注者は、第二十五条第一項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならないこと。

六 受注者は、受注関係者との契約において、次に掲げる事項を定めること。

ア 受注関係者は、受注者に準じて第一号の規定を遵守すること。

イ 受注関係者は、第二十五条第二項の規定による区長からの協力の求めに応じるよう努めること。

(労働者等の申出)

第二十三条 労働者等は、公契約に係る業務の報酬が支払われるべき日において労働報酬下限額以上の当該報酬の額が支払われない場合その他この条例に違反している疑いがある場合は、その旨を区長、当該労働者等を雇用する受注者等又は当該労働者等に当該業務を請け負わせ、若しくは委託した受注者等に申し出ることができ。

(不利益な取扱いの禁止)

第二十四条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（報告の要求等及び立入調査）

第二十五条 区長は、第二十三条の規定による申出があつたときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事務若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることができる。

2 区長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注関係者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 前二項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正措置）

第二十六条 区長は、前条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等がこの条例に違反していると認めるときは、当該受注者に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するための措置を講ずるよう命じられた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第二十七条 区は、受注者が次のいずれかに該当するときは、公契約の解除(指定管理協定にあつては、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令)(以下「解除」という。)をすることができる。

一 第二十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対し答弁しないとき。

二 前条第一項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(公表)

第二十八条 区は、解除をしたときは、その旨を公表するものとする。

(損害賠償)

第二十九条 区は、受注者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

2 区は、解除により受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第五章の前に一章を加える改正規定（第二十一条に係る部分に限る。）及び第八章の前に一章を加える改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の第二十条及び第二十二條から第二十九條までの規定は、施行日以後に公告、公表又は通知を行う工事請負契約及び業務委託契約並びに同日以後に公募する指定管理者との公の施設の管理に関する協定について適用する。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の江戸川区公共調達基本条例第二十一条第二項及び第二十六条第二項の規定に基づき委嘱されている者について、その任期中に限り、この条例による改正後の江戸川区公契約条例第三十一条第二項及び第三十六条第二項の規定に基づき委員として委嘱された者のみならず。

（説明）

労働者等の適正な労働環境等を確保するため、江戸川区が締結する契約及び指定管理者との協定において、労働報酬下限額を設定し、当該労働環境等の確認等を行う措置を講ずるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。